

茅ヶ崎市バリアフリー基本構想

“だれもが安心して過ごせるまちづくり”を目指して

令和5(2023)年8月
茅ヶ崎市

はじめに

本市では、平成27(2015)年9月に茅ヶ崎市バリアフリー基本構想を策定し、市民や事業者の皆様、関係機関との協働のもと、「だれもが安心して過ごせるまちづくり」を基本理念としてバリアフリーのまちづくりに取り組み、重点整備地区(茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区)等でのハード面の整備や心のバリアフリーの推進等のソフト面の取組を実施してきました。



この間、社会的な変化として東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等の法整備等が進み、共生社会の実現や社会的障壁(バリア)の除去(フリー)に対する考え方が広く浸透しました。本市においても、令和3(2021)年度を始期とする茅ヶ崎市総合計画が策定され、市民の誰もが自分らしく「笑顔」で過ごすことを最も重要な姿として掲げ、各施策を推進しています。

私は、本基本構想の改定をチャンスとして捉え、引き続き市民や事業者の皆様にも御理解・御協力を賜りながら各事業を確実に進めることで、都市や生活の基盤形成と心のバリアフリーの推進につなげ、「だれもが安心して過ごせるまちづくり」を目指してまいります。

最後になりますが、本基本構想の改定にあたりましては、活発なご議論をいただきました「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会」委員の皆様をはじめとして、まちあるき点検や意見交換会にご参加いただいた皆様、パブリックコメントに貴重なご意見をお寄せいただいた皆様、ならびに関係者各位の多大なるご協力をいただき、本基本構想の改定ができましたことを心よりお礼申し上げます。

令和5年(2023)年8月

茅ヶ崎市長 佐藤 光

目 次

第1章 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想とは	
1 基本構想とは.....	1
2 基本構想改定の目的	1
3 基本構想の位置づけ・目標年次	2
4 基本構想の枠組み	3
第2章 基本構想の改定に向けて	
1 基本構想改定における市民参加の取組	4
2 改定体制及び改定のながれ.....	5
第3章 茅ヶ崎市の概況・社会的な背景	
1 茅ヶ崎市の概況.....	7
2 社会的な背景.....	22
第4章 これまでの取組成果、課題・方針	
1 これまでの取組成果	25
2 改定に向けた課題・方針.....	38
第5章 全体基本構想	
1 基本理念・目標.....	39
2 目標実現に向けた基本方針.....	42
3 バリアフリー化の進め方.....	43
第6章 市民・事業者・行政が主体となって取り組む事業	
1 市民・事業者・行政が主体となって取り組む事業の必要性.....	46
2 市民・事業者・行政が主体となって取り組む事業	47
第7章 市が主体となって取り組む事業	
1 市が主体となって取り組む事業の必要性.....	51
2 市が主体となって取り組む事業	53

第8章 重点整備地区 ―茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区―

1 重点整備地区の基本的な方針.....	59
2 重点整備地区の位置及び区域.....	62
3 重点整備地区の移動等円滑化に関する事項.....	67
4 重点整備地区の特定事業等.....	91
5 重点整備地区のその他の事項.....	158
6 特定事業計画の作成及び特定事業の実施.....	160

第9章 整備促進地区

1 香川駅周辺地区.....	161
2 辻堂駅周辺地区.....	163

第10章 基本構想の推進

1 基本構想の進行管理体制.....	164
2 心のバリアフリーの推進.....	165
3 市民、事業者、行政の役割と責務に基づくバリアフリー化の推進...	166
4 基本構想改定後の市民参加.....	167

資料編

1 委員名簿等.....	170
2 検討経緯.....	172
3 市民部会における心のバリアフリーの推進に向けた取組.....	174
4 用語集.....	197
5 パブリックコメントの実施結果.....	203

文中で「*」(アスタリスク)が付いた単語は、詳しい解説を用語集にまとめています。

障害の「害」の表記について
法や条例、要綱に規定されるものや国等が作成する計画、医師による診断名等を除き、「障がい」と表記しています。

第1章

茅ヶ崎市バリアフリー基本構想とは

1 基本構想とは

『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律*（平成18(2006)年法律第91号）』（以下「バリアフリー法」という。）では、市町村は、国が定める基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区について、移動等円滑化の促進に関する方針*（移動等円滑化促進方針）又は移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（基本構想）を作成するよう努めるものとされています。

これらの移動等円滑化促進方針及び基本構想に基づき、施設が集積する地区において、面的・一体的なバリアフリー*化を推進することによって、だれもが暮らしやすいまちづくりを進めていくことにつながり、さらには、コンパクトシティ*などの人口減少時代における都市のあり方に関して、ひとつの重要な視点を示すことにもつながります。

また、基本構想は「個々の施設等のバリアフリー化だけではなく、面的かつ一体的なバリアフリー化を図ること」、「新設又は新築の施設だけではなく、既存の施設等のバリアフリー化を図ること」、「市民等の参加の促進を図ること」を目指しています。

2 基本構想改定の目的

本市では、平成27(2015)年9月に『茅ヶ崎市バリアフリー基本構想（以下「旧基本構想」という。）』を策定し、地区のバリアフリー化を推進するための具体的な事業（特定事業*）等を定め、ハード*・ソフト*両面の総合的なバリアフリー化を進めてきました。

この旧基本構想の目標年次を令和4(2022)年度末に迎えたことから、新たに令和5(2023)年度からの計画となる『茅ヶ崎市バリアフリー基本構想（令和5年8月策定）（以下「本基本構想」という。）』に改定し、バリアフリーやユニバーサルデザイン*のまちづくりに向けた本市の考えや方向性を示すとともに、これまでの取組と連携することで、効果的なバリアフリー化を推進することを目的とします。

コラム

高齢者、障がい者等の『等』ってだれのこと？

バリアフリー法では、高齢者やすべての障がい者（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者等）のほか、けが人、妊産婦を対象として、各施設のバリアフリー整備基準等を定めています。本基本構想は、同法に基づく対象者に加え、ベビーカー利用者などの子育て世代や外国人、性的マイノリティ*を含めた多様な人々を対象者とし、“高齢者、障がい者等”と表現します。

3 基本構想の位置づけ・目標年次

本基本構想は、『茅ヶ崎市総合計画』の目指す将来の都市像“笑顔と活力にあふれみんな未来を創るまち 茅ヶ崎”を踏まえて改定したものとします。また、バリアフリー法及びこれに関連する条例等と整合を図るとともに、本市の関連計画の考え方を踏襲し、連携した事業や取組を推進します。

目標年次は、令和14(2032)年度に設定し、事業実施時期を短期・中期・長期の3段階に分けて設定します。

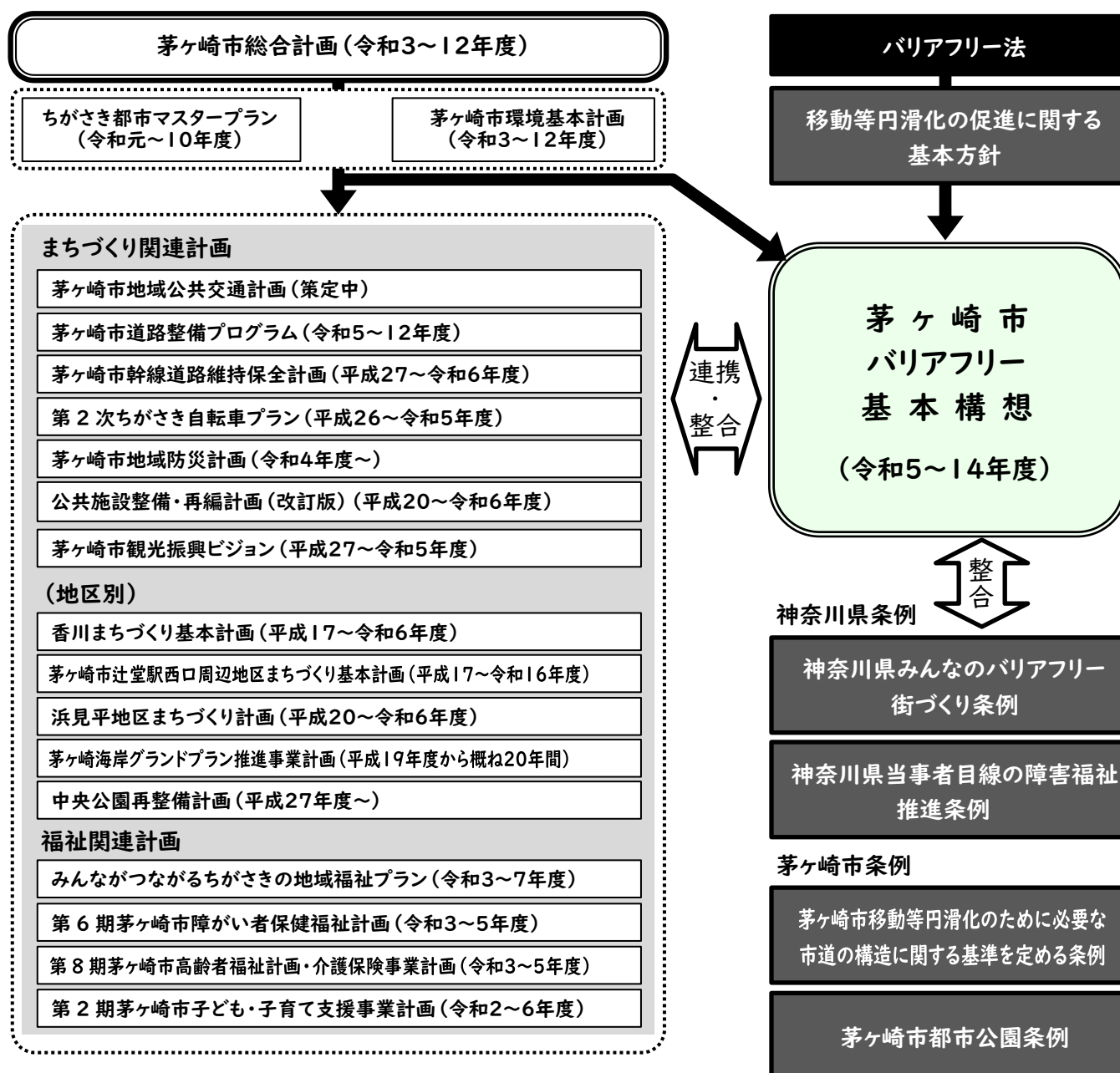


図 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の位置づけ

4 基本構想の枠組み

本基本構想では、本市のバリアフリー化の基本的な考え方を示す「全体基本構想」を定め、地区の設定や位置づけを明確化し、心のバリアフリー*を含む一体的なバリアフリー化の推進を図ります。また、バリアフリー法に基づき重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する「重点整備地区*」と、まちづくりと連携したバリアフリー化を推進する「整備促進地区*」を設定し、地区別のバリアフリー化の進め方等を示すとともに、全市的なバリアフリー化の実現に向け、「市民・事業者・行政が主体となって取り組む事業」を明確にし、新たに「市が主体となって取り組む事業」も示します。

重点整備地区では、地区のバリアフリー化を推進するための具体的な事業（特定事業）等を位置づけた地区基本構想を定めます。また、本基本構想の進行管理体制や市民参加等についても考え方や方針を整理し、実効性のある取組の推進を目指します。

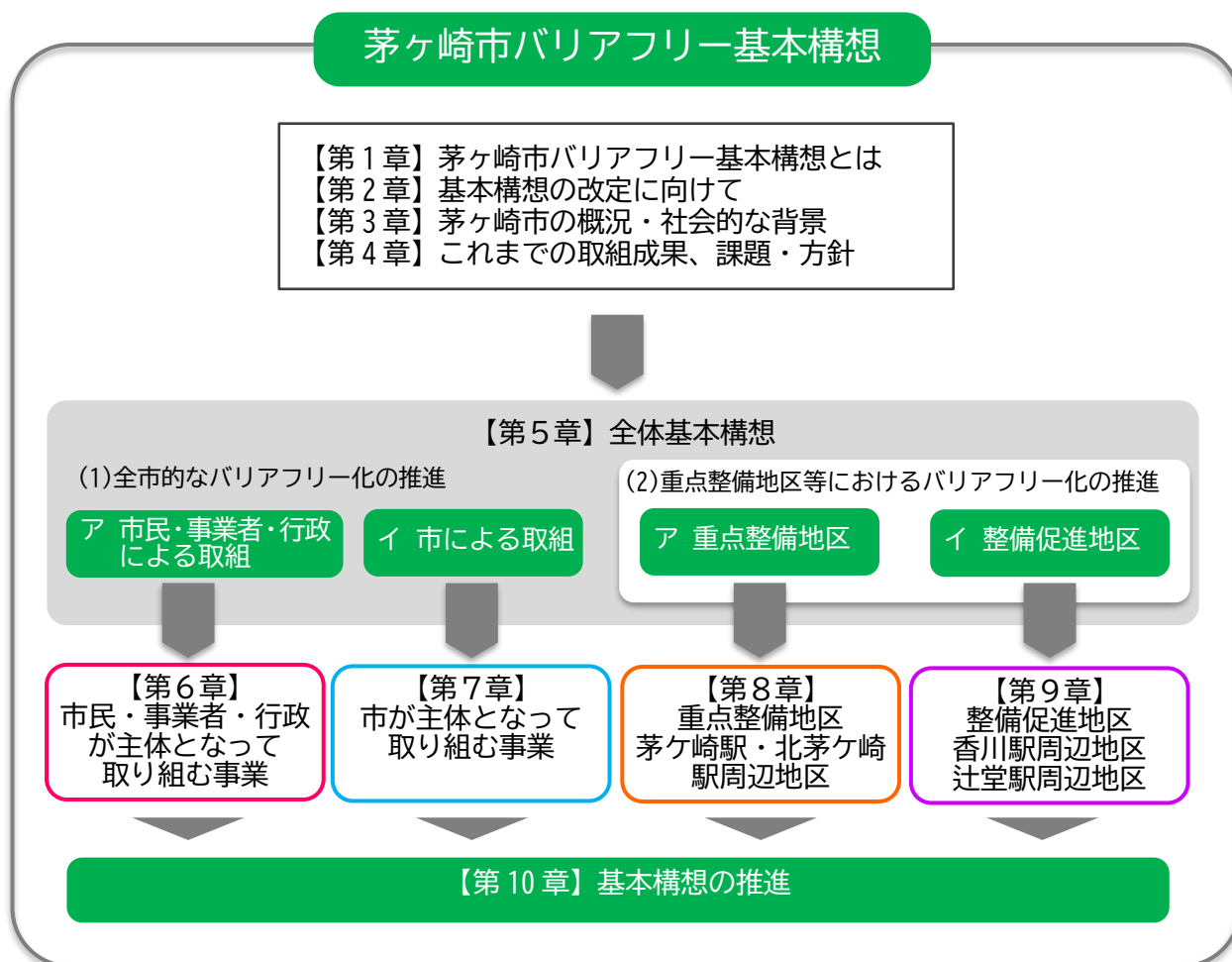


図 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の枠組み